

## 介護保険法に基づくヘルパー事業所及び居宅介護支援事業所の指定取消し処分

### 1. 処分を行う事業所の概要

- ・事業所名 ララ・ハートなごみケアー合同会社
- ・サービス種別 (1)訪問介護  
(2)介護予防訪問サービス  
(3)居宅介護支援
- ・所在地 神戸市兵庫区石井町2丁目3-10 スマイルウエスト205
- ・運営法人 ララ・ハートなごみケアー合同会社  
(代表社員：石田 陽子)  
(所在地：神戸市北区花山台4-22)
- ・事業開始年月日 (1)平成20年10月1日  
(2)平成29年4月1日  
(3)平成20年7月1日

### 2. 処分の内容

指定取消し

### 3. 処分年月日

平成30年12月26日（水曜）

### 4. 処分効力発生日

- (1), (2)平成31年4月1日（月曜）
- (3) 平成31年2月1日（金曜）

### 5. これまでの経緯

- ・平成29年9月28日 介護保険法に基づく監査を実施
- ・平成29年10月～平成30年4月 不正事実の確認のための書類精査，聞き取り等
- ・平成30年12月17日 行政手続法に基づく聴聞を実施

### 6. 処分を行う理由

- (1)訪問介護
  - ・当該事業所は，同法人が運営する通所介護を利用する時間帯と同一時間帯に，訪問介護を利用したとする虚偽のサービス提供記録及び，居宅介護支援事業所管理者であった法人代表が作成した，サービス提供記録がない訪問介護のサービス実績を加えた虚偽のサービス提供票に基づき報酬を請求し，受領した。

○通所介護を利用中の時間帯の虚偽のサービス提供記録に基づく請求

平成 29 年 5 月及び平成 29 年 7 月に計 22 件

○サービス提供記録がないサービスを加えた虚偽のサービス提供票に基づく請求

平成 29 年 5 月から平成 29 年 8 月に計 232 件

- ・監査着手後、サービス提供を行った従業者とは異なる従業者名義のサービス提供記録を作成し、調査に対して虚偽の報告を行った。

○調査に対する虚偽の報告

平成 29 年 10 月 20 日に 3 件

(2) 介護予防訪問サービス事業

- ・当該事業所においては、指定訪問介護事業と指定介護予防訪問サービス事業が一体的に運営されており、指定訪問介護事業において介護保険法違反（不正請求）を行った。

(3) 居宅介護支援事業

- ・居宅介護支援事業所として、居宅介護支援事業所管理者であった法人代表が、サービス提供記録がないサービスを加えた虚偽のサービス提供票を作成し、訪問介護事業所の不正請求を主導した。

## 7. 根拠法令

(1) 訪問介護

介護保険法第 77 条第 1 項第 6 号（不正請求）

介護保険法第 77 条第 1 項第 7 号（虚偽報告）

(2) 介護予防訪問サービス

介護保険法第 115 条の 45 の 9 第 1 項第 6 号（その他法令違反）

(3) 居宅介護支援

介護保険法第 84 条第 1 項第 11 号（サービス関連不正等行為）

## 8. 事業者に対する経済上の措置

不正に請求し、受領した介護サービス費（約76万円）を返還させるほか、介護保険法第22条第3項の規定に基づき返還額に100分の40を乗じて得た加算額（約30万円）を加え、合計約106万円を徴収する予定である。